

Jミルク需給見通しに関する補足説明資料

2025 年 8 月 1 日

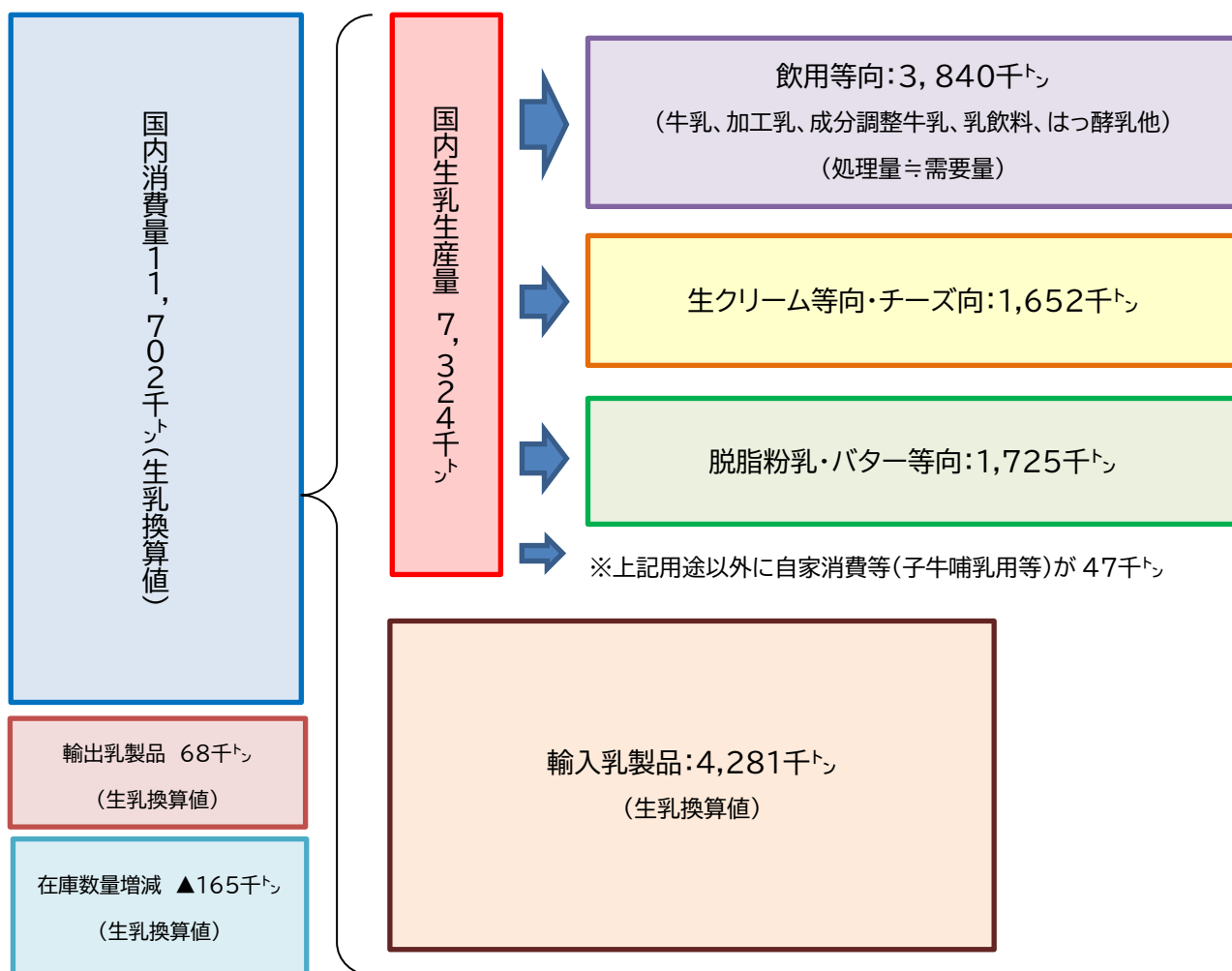
■生乳及び牛乳乳製品の需給構造

日本の国内生乳生産量は、2023 年度で 7,324 千トン。対して、牛乳乳製品の国内総需要量は生乳換算で 11,702 千トン。その供給と需要の差である輸入量は、生乳換算で 4,281 千トンと算出される。※輸出量：68 千トンと在庫量増減量：▲165 千トンを加味（数量はともに生乳換算）

国内生乳生産量の仕向きの内訳は、2023 年度で飲用等向が 3,840 千トン、生クリーム等向及びチーズ向が 1,652 千トン、脱脂粉乳・バター等向が 1,725 千トンとなっている。

なお、国内生乳生産量の仕向け順は、原則、賞味期限の短い製品から優先的に処理され、①飲用等向、②生クリーム等向及びチーズ向、③脱脂粉乳・バター等向となっていることから、生乳生産量の増減や飲用等・生クリーム等・チーズの需要の増減が、最終的に、脱脂粉乳・バターの製造量や在庫量に影響を与えるといった生乳需給構造になっている。

【国内の生乳需給（概要図）】



出典：農林水産省 食料需給表(概算)、牛乳乳製品統計

※農林水産省 食料需給表

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/>

※農林水産省 牛乳乳製品統計

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyunyu/#r>

■用語解説

○生乳生産量

「生乳」とは、搾乳したままの人の手を加えない（殺菌処理等を行う前の）牛乳乳製品の原材料としての乳を指す。Ｊミルク需給見通しにおける「生乳生産量」は、酪農家段階においての生乳の搾乳量のこと。

なお、Ｊミルク需給見通し（公表資料）では、現在、北海道と都府県の２地域についての予測を採用している（都府県の生乳生産量は、東北～沖縄の９指定団体の地域ごとにも予測は行っているが、公表用には採用していない）。

○自家消費量

輸送や牛乳乳製品の製造工程での減耗分や、自家消費分（自家飲用、子牛哺育用等の出荷以外の生乳）。牛乳乳製品統計における「その他向」。

○生乳供給量

「生乳生産量」から「自家消費量」を引いた、牛乳乳製品の原材料として供給される分の生乳量。

○牛乳等

Ｊミルク需給見通しにおいては、「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」の４品合計を「牛乳類」として定義し、「牛乳類」に「はっ酵乳」を加えたものを「牛乳等」として定義している。

なお、牛乳等の製造量÷需要量として捉えられる。

○乳製品

Ｊミルク需給見通しにおいては、「脱脂粉乳・バター等」「チーズ」「生クリーム等」の３分類で定義している。

脱脂粉乳・バター等は、正確には、指定乳製品４品目（「バター」「脱脂粉乳」「全脂加糖練乳」「脱脂加糖練乳」）及び「全粉乳」「加糖粉乳」「全脂無糖練乳」「脱脂乳（子牛哺育用）」の合計８品目が特定乳製品と定められている。

生クリーム等は、「生クリーム」「脱脂濃縮乳」「濃縮乳」。

○飲用等向処理量

牛乳等（「牛乳」「加工乳」「成分調整牛乳」「乳飲料」「はっ酵乳」）他に仕向けられる生乳量。

○乳製品向処理量

乳製品（「脱脂粉乳・バター等向」「チーズ向」「生クリーム等向」）に仕向けられる生乳量。乳製品向に処理される生乳が「加工原料乳」として、加工原料乳生産者補給金の交付対象となっており、チーズ向は 2014 年度より交付対象に加えられ、生クリーム等向は 2017 年度より交付対象に加えられた。

Ｊミルク需給見通しにおける脱脂粉乳・バターの製造量は、「(乳製品向処理量－チーズ向処理量－生クリーム等処理量) × 製造係数」で算出している。

○移入量（道外移出量）

各地域や各都道府県で生産された生乳のうち、その地域や都道府県を越えて処理工場に運ばれる量を「移出量」「移入量」という。

Ｊミルク需給見通しにおいては、北海道から都府県に移送される生乳量を「移入量（道外移出量）」と表現している。

都府県では、第 2～3 四半期（6 月～11 月頃）にかけて生乳生産量が減少することから、都府県における牛乳乳製品需要に対して生乳供給量が不足するため、「移入量（道外移出量）」が増加する傾向にある。

○生乳需給安定化対策（旧名：生乳計画生産）

生産者団体の取り組みで、需給動向を勘案し全国及び地域ごとの生産目標数量を設定して達成を図る仕組み。1979 年に開始され、形を変えて現在まで継続している。

なお、需給緩和（供給過剰）時には生産抑制の意味合いが強いが、2012 年度における生乳計画生産では、「今後 3 年間（2012～2014 年度）は前年度実績以上の目標数量の配分を行う」方針が示され、2015～17 年度も踏襲された。畜安法の改正に伴い、2018 年度（～2020 年度まで）からは、生産者団体が作成する年間販売計画を基本に出荷目標数量を設定している。2021～2023 年度の 3 年間は「前年実績以上」を目標数量として設定してきたが、2024 年度は単年度での需給安定化対策として実施、出荷目標数量は国内および地域の生産基盤の実態を踏まえて設定し、生産抑制対策（入口対策）は継続しないとしている。2025 年度も単年度での需給安定化対策として実施、国内市場への供給は国産牛乳乳製品で行う（義務分以上の乳製品輸入を招かない）ことを基本とした出荷目標数量を設定した。

次頁へ続く

○カレントアクセス

酪農乳業用語としては、乳製品の義務的輸入のことをいう。輸入自由化の流れの中で、1993年のガット・ウルグアイ・ラウンド合意以降、脱脂粉乳やバター等の乳製品について、毎年、生乳換算で137,202トンの輸入が義務付けられている。

これまで輸入品目については日本の判断に委ねられ、その時々国内の需給状況によって輸入する品目は異なっており、バターや脱脂粉乳の他に、ホエイやデリースプレッド、バターオイル等が輸入されていたが、2020年1月1日に発効した日米貿易協定に基づき、脱脂粉乳については、カレントアクセスの枠内より、生乳換算で5,000トン（製品ベース：750トン）の輸入が義務付けられた。

2025年度の輸入枠数量は、WTOで輸入機会の提供を約束している最低数量（カレントアクセス：生乳換算で13.7万トン）に設定された。

○TPP11

2018年12月30日に発効された経済連携協定「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」のこと。参加国が11か国であることからTPP11と表記。また、協定名称からCPTPPと表記されることもある。脱脂粉乳・バターに関してはTPP枠が設けられ、枠数量は6年目まで段階的に増えていく（6年目以降は同数）。

年度	脱脂粉乳		バター	
	生乳換算（トン）	製品換算（トン）	生乳換算（トン）	製品換算（トン）
2018年度	6,886	1,063	13,114	1,063
2019年度	21,348	3,294	40,652	3,294
2020年度	22,036	3,401	41,964	3,401
2021年度	22,725	3,507	43,275	3,507
2022年度	23,413	3,613	44,587	3,613
2023年度	24,102	3,719	45,898	3,719

○日EU・EPA

2019年2月1日に発効された欧州連合（EU）との経済連携協定のこと。脱脂粉乳、バター、粉乳、バターミルクパウダー、加糖練乳に関してはEU枠が設けられ、枠数量は6年目まで段階的に増えていく（6年目以降は同数）。ただし、輸入品目は民間業者に委ねられているため、各品目の数量は設定されていない。

年度	生乳換算（トン）
2018年度	2,143
2019年度	13,286
2020年度	13,714
2021年度	14,143
2022年度	14,571
2023年度	15,000